



# 山形県公報

令和7年11月21日（金）  
第658号  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 家畜伝染病予防法に基づく消毒方法等の実施命令……………（畜産振興課）…1135  
○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森林ノミクス推進課）… 同  
○同 ………………（ 同 ）…1136  
○民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（ 同 ）… 同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第811号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、家畜の所有者に対し、次のとおりまん延防止措置を実施することを命ずる。

令和7年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施すべき区域  
県内全域
- 3 実施の期日  
令和7年11月25日から同年12月26日まで
- 4 実施の場所  
飼養羽数が50羽以上の農場、飼養羽数が10羽以上のだちょうの農場その他実施すべき区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める農場
- 5 実施すべき措置  
消毒方法
- 6 実施方法  
消石灰等の農場内（家きん舎の周囲及び農場外縁の内側）散布

### 山形県告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡西川町大字入間字日影56-3、1396-1、1396-2、1397-2、1397-9から1397-12まで、2053-1、字二重目1402-1、2057-2
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影1396-1・1397-11・1397-12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第813号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町大字大井沢字蛇喰3284-19、3284-23から3284-26まで、字山葵島3293-1、3293-2、3293-6、3360、3407、3419

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛇喰3284-25・字山葵島3360（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第814号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和7.4.1	号外(14)	5	20	「、県南豪雨災害復旧対策担当」を削り、「道路・高規格整備担当、都市整備担当」及び「道路整備担当、都市整備担当」を「道路・都市整備担当」に、「工事担当、ダム管理担当、県南豪雨災害復旧対策担当」を「工事担当、ダム管理担当」に、「道路整備担当、都市整備担当、県南豪雨災害復旧対策担当」を「道路・都市整備担当」	「工事担当、県南豪雨災害復旧対策担当」を「工事担当」に、「道路・高規格整備担当、都市整備担当」を「道路・都市整備担当」に、「工事担当、ダム管理担当」を「工事担当、ダム管理担当」に、「道路整備担当、都市整備担当、県南豪雨災害復旧対策担当」を「道路・都市整備担当」

令和7年11月21日印刷  
令和7年11月21日発行

発行所 山形県  
発行人 山形県